

令和 7 年度

税制改正

1 個人所得課税の改正

2 資産課税の改正

3 法人課税の改正

4 消費課税の改正



令和7年度 税制改正
CONTENTS

I 令和7年度税制改正の概要.....1

II 個人所得課税の改正3

1. 基礎控除の引き上げ.....3
2. 給与所得控除.....4
3. 特定親族特別控除（仮称）の創設.....4
4. 人的控除制度の見直しに伴う所要の措置.....5
5. 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充.....6
6. 子育て世代に対する住宅ローン控除の上乗せ措置.....6
7. iDeCo の拠出限度額の引き上げ8
8. iDeCo の一時金受け取りに対する退職所得控除の改正9

III 資産課税の改正10

1. 事業承継税制の役員就任要件の緩和.....10
2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置.....11

IV 法人課税の改正12

1. 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例.....12
2. 中小企業投資促進税制.....13
3. 中小企業経営強化税制①（措置の拡充）.....14
4. 中小企業経営強化税制②（見直し）.....16
5. 企業版ふるさと納税.....17
6. リース取引.....18

V 消費課税の改正19

1. 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し.....19

I 令和7年度税制改正の概要

日本経済は、長きにわたって続いてきたデフレから脱却し、むしろインフレともいえる状況に突入しました。企業収益は過去最高、設備投資額も過去最大規模を記録しており、明るい兆しが現れていることは確かです。しかしながら、物価の上昇に対して賃上げが追いついておらず、国民一人一人が賃金・所得の増加という形で豊かさを実感できていない状況です。

そこで今回の令和7年度税制改正は、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための税制改正を最重点のテーマとし、企業収益及び個人所得を向上させ、需要（消費）を拡大するための施策や、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、経済活動のグローバル化・デジタル化といった経済社会の様々な構造変化に対応するための施策が盛り込まれました。

（1）成長型経済への移行

所得税は、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題があります。デフレ経済下ではこうした問題が顕在化することはありませんでしたが、現在は物価が上昇傾向にあるため、多くの納税者が税負担の重さを実感している状況です。そこで今回の改正では、所得税の基礎控除の額が現行の最高48万円から最高58万円に引き上げられることになりました。また、現下の厳しい人手不足の状況において、特に大学生のアルバイトの就業調整について、税制が一因となっているとの指摘があります。そこで、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みが導入されることになりました。

（2）地方創生や活力ある地域経済の実現

中小企業は、雇用の7割を抱える、わが国にとって重要な経済主体です。その中でも特に、売上高100億円を超えるような企業は、輸出や海外展開等により域外需要を獲得するとともに、域内調達により新たな需要を創出する地域の中核となる存在であることから、そうした企業を育成することが、地域経済に好循環を生み出していく鍵となります。そこで今回の改正では、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制が拡充されます。一方で、中小企業の800万円までの所得に適用される軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた制度であることから、極めて所得が高い中小企業を適用対象から除外し、「次の適用期限の到来時に改めて検討する」とこととされました。また、中小企業の円滑な世代交代を促進するために創設された「法人版事業承継税制の特例措置」については、「極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない」ということが改めて明記されています。

（３）経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

子育て世帯は、安全・快適な住宅の確保や、こどもを扶養する者に万が一のことがあった際のリスクへの備えなど、様々な問題を抱えています。そうした子育て世帯を税制からも支援するため、前回の令和 6 年度税制改正では「住宅ローン控除」や「所得税の生命保険料控除」が、1 年間の時限措置として拡充されました。これらは本来であれば終了するところですが、引き続き子育て世代を支援するという観点から、令和 7 年限りの措置として延長されることになりました。

また、豊かな老後生活に向けて、公的年金を補完し、老後に向けた資産形成を支援するという私的年金の役割を踏まえ、確定拠出年金の拠出限度額が大きく引き上げられます。一方で、退職所得課税については「勤続年数が 20 年を超えると 1 年あたりの退職所得控除額が増加する仕組みが転職の増加等の働き方の多様化に対応していない」ことが大綱の中で指摘されており、今回の改正でこそ実現はしなかったものの、今後は制度の見直しに向けて厳しい議論が行われると予想されます。

（４）防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、法人税額に対し、税率 4% の「防衛特別法人税（仮称）」が課税されることになりました。一方で所得税については、「令和 5 年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる『103 万円の壁』の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討する」と記載されるにとどまりました。

II 個人所得課税の改正

今回の個人所得課税は、多くの減税措置が並ぶ賑やかな改正となりました。政府・与党と、先の衆院選で存在感を増した国民民主党が最後まで駆け引きを行った「103万円の壁」については、「今後も検討を続ける」としつつも、税制改正大綱には「基礎控除 10万円アップ」「給与所得控除の最低保障額 10万円アップ」といった項目が明記されました。また、子育て世帯を支援するため、住宅ローン控除や生命保険料控除に、令和7年限りの優遇措置が設けられます。そして、もうひとつの目玉と言えるのが iDeCo の改正。老後資産の形成を後押しする観点から拠出限度額が大幅に拡充されたものの、一時金で給付を受ける場合の課税上の取扱いに大きな見直しが行われるため、一部では「制度の改悪」とする声も聞こえてきます。

1 基礎控除の引き上げ

(1) 改正の背景

所得税には、基礎控除の額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという課題があります。わが国では長らくデフレ経済が続いてきたため、こうした問題が顕在化することはありませんでしたが、現在、足元では物価が上昇傾向にあります。消費者物価指数（総合）は、最後に基礎控除の引上げが行われた平成7年から令和5年にかけて10%程度上昇し、令和6年も10月までに3%程度上昇しており、今後も上昇が見込まれています。また、生活必需品を多く含む基礎的支出項目の消費者物価は平成7年から令和5年にかけて20%程度上昇しています。こうした物価動向を踏まえ、今回の改正では、所得税の基礎控除の額が引き上げられることになりました。

(2) 改正の概要

合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が10万円引き上げられます。改正後の基礎控除の額は以下の通りです。

合計所得金額	基礎控除の額
2,350万円以下	58万円
2,350万円を超え 2,400万円以下	48万円
2,400万円を超え 2,450万円以下	32万円
2,450万円を超え 2,500万円以下	16万円

上記の改正は、令和7年分以後の所得税について適用されますが、給与等及び公的年金等の源泉徴収については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用されます。

2 給与所得控除

(1) 改正の背景

所得税の給与所得控除は、給与収入に対する割合に基づき計算される控除であり、物価の上昇とともに賃金が上昇すれば、控除額も増加する仕組みです。ところが、給与所得控除の最低保障額（現行：55万円）が適用される給与収入帯では、収入が増えても控除額が増加することはありません。そこで、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、給与所得控除の最低保障額が引き上げられることになりました。

(2) 改正の概要

給与所得控除の最低保障額が、現行の55万円から65万円へ、10万円引き上げられることになりました。

前述の基礎控除は、合計所得金額が2350万円以下の納税者に対して恩恵がある一方、給与所得控除の「10万円引き上げ」は、給与収入が1,625,000円未満の人にしか適用されません。つまり、一般的なサラリーマンには適用されず、実質的には基礎控除が10万円増えただけ。「物価高騰に苦しむ国民の手取りを増やす」と盛り上がったものの、政府・与党の抵抗もあり、減税という意味では少し物足りない改正となりました。ただし、自由民主党、公明党、国民民主党による三党協議が引き続き行われる予定であることから、最終的にどのような制度になるか注視しておく必要があります。

なお、上記の改正は令和7年分以後の所得税について適用されます。

3 特定親族特別控除（仮称）の創設

(1) 改正の背景

わが国では少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少しており、特に飲食業、小売業、サービス業などでは、パートやアルバイトの人手不足が深刻化しています。そのような状況下、大学生アルバイトは重要な労働力ですが、現行の税制が働く意欲を抑制していると指摘されています。現行制度では、学生の給与収入が103万円（合計所得金額48万円）を超えると、その親が特定扶養控除を受けられなくなるため、学生が収入を調整する傾向があるのです。この「103万円の壁」により、大学生が働く時間や収入を抑えざるを得ず、労働力の供給が制約されています。

19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逡減する仕組みが導入されます。

(2) 改正の概要

19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が85万円（給与収入150万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられ、また、大学生年代の子等の合計所得金額が85万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みが導入されます。

【制度の対象】

以下の要件を満たす扶養親族を有する国内居住者

- ・年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者や青色事業専従者を除く）
- ・合計所得金額が123万円以下で控除対象扶養親族に該当しない

【控除額】

親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58万円超85万円以下	63万円	105万円超110万円以下	21万円
85万円超90万円以下	61万円	110万円超115万円以下	11万円
90万円超95万円以下	51万円	115万円超120万円以下	6万円
95万円超100万円以下	41万円	120万円超123万円以下	3万円
100万円超105万円以下	31万円		

親族等の収入が一定額を超えても控除が段階的に減少するため、急激な税負担増を避けつつ、働きやすい環境を整えることを目的とした制度です。この改正は令和7年分以後の所得税について適用されます。

4 人的控除制度の見直しに伴う所要の措置

(1) 改正の背景

基礎控除および給与所得控除の拡充、特定親族特別控除（仮称）の創設の創設に伴い、所要の措置が実施されます。

(2) 改正の概要

令和7年分以後の所得税について、以下の措置が実施されます。

- ① 同生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられます。
- ② ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げられます。
- ③ 勤労学生の合計所得金額要件が85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げられます。
- ④ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が65万円（現行：55万円）に引き上げられます。

5 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

(1) 改正の背景

2024年に日本国内で生まれた子供の数が史上初めて70万人を割り込むなど、わが国は深刻な少子化に直面しています。こうした状況を受け、政府は現在、2023年末に策定した「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）として、こども・子育て政策を総動員しています。今回の改正では、子育て支援に関する政策税制の一つとして、生命保険料控除が拡充されることになりました。

(2) 改正の概要

生命保険料控除における新生命保険料に係る一般枠（遺族保障）について、23歳未満の扶養親族を有する場合には、現行の4万円の適用限度額に対して2万円の上乗せ措置が講じられます。ただし、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額については、現行の12万円から変更されません。

23歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除額の計算式（令和8年分）は次の通りです。

年間の新生命保険料	控除額
30,000円以下	新生命保険料の全額
30,000円超 60,000円以下	新生命保険料×1/2+15,000円
60,000円超 120,000円以下	新生命保険料×1/4+30,000円
120,000円超	一律 60,000円

また、旧生命保険料及び上記の改正が適用される新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は6万円（現行：4万円）とされます。

6 子育て世代に対する住宅ローン控除の上乗せ措置

(1) 改正の背景

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（以下、住宅ローン控除）は、個人が住宅ローンの借入れを行って住宅を新築、取得または増改築等（以下、住宅の取得等）した場合に、入居した年以後13年間（または10年間）にわたり、住宅ローンの年末残高に控除率を乗じて計算した金額をその年分の所得税額から控除できる制度です。住宅購入者にとって恩恵の大きい制度ですが、令和4年度税制改正で制度の縮小が決定。令和6年より対象となる住宅ローンの借入限度額は以下の通りです。

【現行制度における借入限度額と控除期間】

区分	居住を開始した年	
	令和6年	令和7年
認定長期優良住宅(長期優良住宅)	4,500万円【13年間】	
低炭素建築物(認定低炭素住宅)		
低炭素建築物とみなされる特定建築物(認定低炭素住宅)		
特定エネルギー消費性能向上住宅(ZEH水準省エネ住宅)	3500万円【13年間】	
エネルギー消費性能向上住宅(省エネ基準適合住宅)	3,000万円【13年間】	
一般の住宅(その他の住宅)	0万円(2,000万円)【10年間】	

ただ、住宅の購入はわが国の景気にも大きく影響する上、一般に子育ての開始時期と住宅の購入時期が重なることが多いため、制度の縮小は子育て世代にとって大きな負担上昇となります。そこで前回の令和6年度税制改正では、一定の子育て世代に限り、次のような上乗せ措置の適用を受けることができることとされました。

【子育て世代に対する上乗せ措置の概要(現行)】

対象者 (子育て特例対象個人)	40歳未満で配偶者がいる人 40歳以上で、40歳未満の配偶者がいる人 40歳以上で、19歳未満の扶養親族のいる人	
居住を開始した年	2024年(令和6年)	
借入限度額	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	5,000万円
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
	省エネ基準適合住宅	4,000万円
床面積要件	50㎡以上から40㎡以上に緩和 (合計所得金額1,000万円以下の人に限り、特例対象個人以外にも適用)	

(2) 改正の概要

子育て世代に対する住宅ローン控除の上乗せ措置は令和6年限りの措置とされていましたが、今回の改正により、令和7年にも適用できることとされました。

7 iDeCo の拠出限度額の引き上げ

(1) 改正の背景

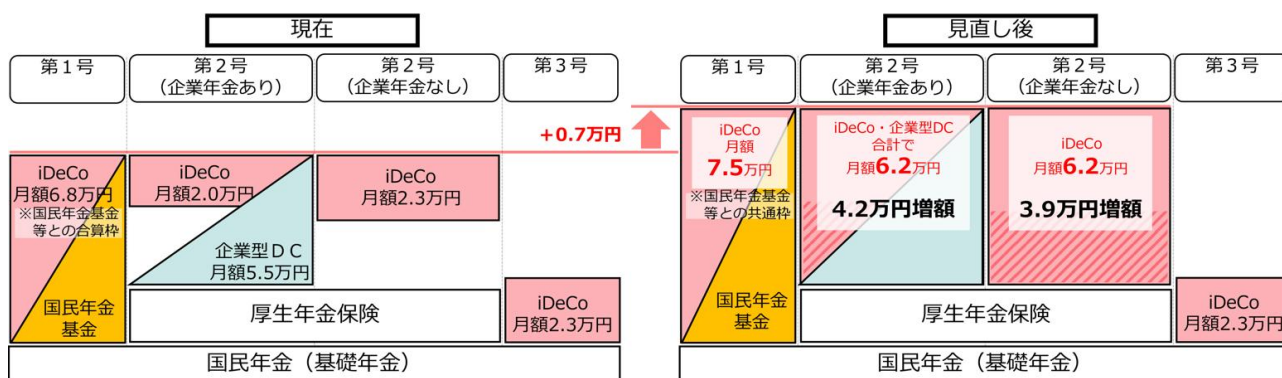
iDeCo（個人型確定拠出年金）とは、公的年金（国民年金・厚生年金）とは別に給付を受けられる私的年金制度の一つです。公的年金と異なり、加入は任意で、加入の申込、掛金の拠出、掛金の運用の全てを自身で行い、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受け取ることができます。加入者が拠出した掛金は全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、運用益は非課税、また、年金として給付を受けた場合には公的年金等控除、一時金として受け取った場合には退職所得控除の適用を受けることができます。このように、税制面で優遇が非常に大きいことから、豊かな老後を送るための資産形成方法のひとつとして広く活用されています。今回の改正では、老後に向けた資産形成をより促進する観点から、iDeCo の拠出限度額が引き上げられることになりました。

(2) 改正の概要

①企業型確定拠出年金（企業型 DC）・個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額

企業型確定拠出年金（企業型 DC）と iDeCo の拠出限度額が次のとおり引き上げられます。

	拠出限度額	
	現行	改正案
第 1 号被保険者	iDeCo 月額 6.8 万円 (国民年金基金との合算)	iDeCo 月額 7.5 万円 (国民年金基金との合算)
第 2 号被保険者 (企業年金あり)	月額 5.5 万円	iDeCo・企業型 DC 合計で 月額 6.2 万円 (iDeCo 独自の限度額(2 万円)廃止)
第 2 号被保険者 (企業年金なし)	iDeCo 月額 2.3 万円	iDeCo 月額 6.2 万円
第 3 号被保険者 (企業年金なし)	iDeCo 月額 2.3 万円	iDeCo 月額 2.3 万円



「令和7年度税制改正に関する参考資料」（厚生労働省）をもとに一部修正

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/001365075.pdf>)

②加入年齢の引き上げ

現行の iDeCo では、加入年齢が 65 歳未満とされていますが、(1) iDeCo に加入している人、(2) 私的年金の資産を iDeCo に移換できる人で、かつ老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない人に限り、iDeCo の加入期間が 70 歳未満まで延長されます。

8 iDeCo の一時金受け取りに対する退職所得控除の改正

(1) 改正の背景

現行の iDeCo では、一時金として給付を受けた場合に退職所得控除の適用を受けることができます。

【退職所得控除】

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20 年以下	40 万円 × A (80 万円に満たない場合には、80 万円)
20 年超	800 万円 + 70 万円 × (A - 20 年)

ただし、現行制度では、退職金を受け取ってから 4 年以内に一時金を受け取った場合に控除が受けられなくなる「勤続期間等の重複排除の特例」があります。つまり、例えば 60 歳で iDeCo の一時金を受け取り、63 歳で退職一時金を受け取った場合には、iDeCo と重複する期間分の退職所得控除が適用できません。一方、一時金の受け取りが、退職金を受け取って 5 年目以降であれば、退職所得控除を「iDeCo の一時金」と「退職金一時金」で 2 回適用することができます。これを 5 年ルールと言って、一般に広く使われてきた節税の手法ですが、今回の拠出限度額の引き上げに合わせ、この 5 年ルールが 10 年ルールに変更されますので、実質的にこの手法が封印されることになりました。

(2) 改正の概要

現行制度では、iDeCo の一時金が退職所得控除の対象から除外されるのは「退職金を受け取ってから 4 年以内」とされていますが、改正により「9 年以内」に変更されます。

この改正は、令和 8 年 1 月 1 日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用されます。

III 資産課税の改正

資産課税の改正は、大玉を多く含んだ個人所得課税の影に隠れ、小さな項目が並ぶ“小粒”な改正となりました。そんな中で注目は、いわゆる事業承継税制に関する改正です。特例版事業承継税制の適用期限が2027年12月31日と迫ってくる中、より制度を活躍しやすくする改正が実施されることになりました。また、近年は“廃止ムード一色”の中で議論が続けられてきた「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」ですが、子育て支援政策を総動員するという御旗のもと、一転して延長されることになりました。

1 事業承継税制の役員就任要件の緩和

(1) 改正の背景

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予（事業承継税制）を活用するには、後継者が、自社株式を贈与する日まで3年以上に渡って会社の役員である必要があります（役員就任要件）。自社株式の贈与にかかる贈与税が100%納税猶予される、いわゆる「特例版事業承継税制」の適用期限は2027年12月31日とされていることから、現行制度下では、2024年12月31日までに後継者が役員に就任していなければ同税制を適用することができません。同税制の適用期限はまだ先であるにもかかわらず、これから事業承継に取り組む企業は適用を受けられないため、「中小企業の事業承継を促す」という制度本来の目的を果たすことができません。そこで今回の改正では、この役員就任要件が大きく緩和されることになりました。

(2) 改正の概要

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度における役員就任要件が次のように緩和されます。

	現行制度	改正案
役員就任要件	贈与の日まで引き続き3年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

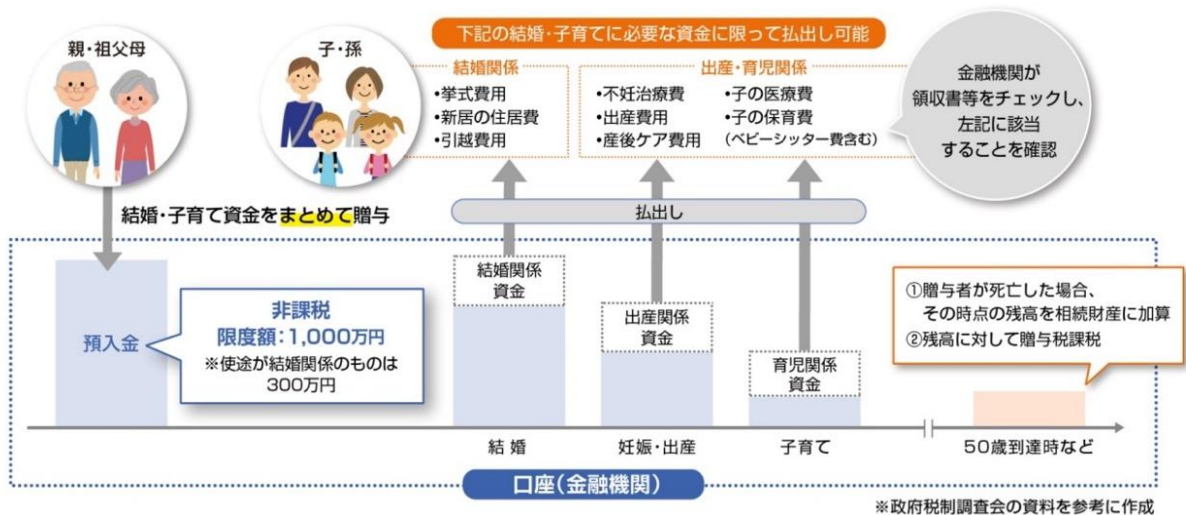
この改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税より適用されます。

2 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

(1) 改正の背景

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされましたが、日本国内で生まれた子供の数が史上初めて70万人を割り込むなど少子化が深刻化していることを受け、一転して2年間延長されることになりました。

【現行制度のイメージ】



(2) 改正の概要

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が2年間延長されます。

IV 法人課税の改正

「税は国家なり」。税体系のあり方は国家運営の根幹を形成することから、税制を改め、護り、国際的責務を果たす国家にふさわしいものを目指して令和 7 年度税制改正がされることになっています。「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行に対応し、またそれを更に発展させていくための税制改正を最重点事項としています。特に、法人課税については、これまでの減税措置により現預金を大きく積み上げてきた大企業を中心に企業が国内設備投資や賃上げに積極的に取り組むよう、メリハリある法人税体系を構築していくこととされています。

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例

(1) 改正の背景

中小企業の軽減税率の特例は、リーマン・ショックの際の経済対策として講じられた時限措置ですが、今般、賃上げや物価高への対応に直面している中小企業の状況を踏まえ、適用期限を2年間延長することが決定されました。ただし、極めて所得が高い中小企業等については一定の見直しを行うとともに、特例税率が設けられた経緯等を踏まえ、次の適用期限の到来時に改めて検討される予定です。

(2) 改正の概要

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年間延長（令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度まで）されます。

■ 「適用税率」の見直し

【改正前】

対象法人	所得区分	本則税率	措法税率
中小法人	年 800 万円超の所得金額	23.2%	
	年 800 万円以下の所得金額	19%	15%

【改正後】

対象法人	所得区分	本則税率	措法税率	
中小法人	年 800 万円超の所得金額	23.2%		
	年 800 万円以下の所得金額	①②以外の事業年度	19%	15%
		②年 10 億円超の所得金額の事業年度		17%

なお、適用対象法人からは通算法人を除くものとされます。

(3) 用語の意義

- ① 中小法人：中小法人とは、その事業年度終了日における資本金の額が1億円以下の普通法人（大法人による完全支配関係がある法人等を除く。）等をいう。
- ② 大法人：大法人とは、資本金の額が5億円以上である法人等をいう。

2 中小企業投資促進税制

(1) 改正の背景

中小企業の設備投資を促進するため、中小企業投資促進税制の適用関係について所要の整理がされた上、適用期限を延長することとされています。

(2) 改正の概要

中小企業投資促進税制について、関係法令の改正を前提に、大企業の判定における大規模法人の有する株式等から、その判定対象である法人が農地所有適格法人である場合で、かつ、一定の承認会社とその農地所有適格法人の発行済株式の総数等の50%超の株式等を有する場合、その株式等を除外した上で、適用期限が2年間延長（令和9年3月31日までの間に取得等したものについて本制度の適用対象）されます。

(3) 用語の意義

「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものとされます。

■ 参考(対象法人)

- 青色申告書を提出する中小企業者等

■ 参考(対象設備)

- ①機械装置（1台160万円以上）
- ②測定工具・検査工具（1台120万円以上その他一定のもの）
- ③ソフトウェア（一のソフトウェア70万円以上）
- ④普通貨物自動車（車両総重量3.5t以上）
- ⑤内航船舶（取得価額の75%）

なお、対象設備から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）のために使用され、機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものが除外されます。また、一定の船舶については一定の届出がされているものに限られます。

3 中小企業経営強化税制①（措置の拡充）

（１）改正の背景

中小企業は、わが国にとって重要な経済主体であり、その健全な成長が地域経済の維持・発展に欠かせません。そのため、売上高 100 億円超を目指す、成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加える拡充とともに所要の整備がされています。

（２）改正の概要

特定経営力向上設備等に、投資計画（その投資計画における年平均の投資利益率が 7%以上となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備が追加されます。

また、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限が 2 年間延長（令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得等したものについて本制度の適用対象）されます。

■【改正後】「適用要件①」

- 特定経営力向上設備等の取得等をし、指定事業の用に供すること
- 投資計画における年平均の投資利益率が 7%以上となることが見込まれるものであること
- 経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること

■【改正後】「適用要件②」

- 売上向上のための施策及び設備投資時期を示したロードマップを作成していること
- 基準事業年度の売上高が 10 億円超 90 億円未満であること
(注)「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定申請事業年度の直前事業年度をいう
- 売上高 100 億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること
- 売上高 100 億円超及び年平均 10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること

- a 導入予定の設備が、売上高増加に貢献するものであること
 - b 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること
 - c 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物・その附属設備の新設又は増設をするものであること
- 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
 - 上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと

■【改正後】「対象設備(特定経営力向上設備等)」

一定の規模以上の必要不可欠な設備は、以下のもの(①、②及び④の設備については、改正前の特定経営力向上設備等と同様)とされます。

- ①機械装置(1台160万円以上)
- ②工具及び器具備品(1台30万円以上)
- ③建物・その附属設備(一の建物・その附属設備の取得価額の合計額1,000万円以上)
- ④ソフトウェア(一のソフトウェア70万円以上)

(3) 特別償却・税額控除

対象資産		特別償却	税額控除
特定経営力向上設備等	①②以外	取得価額－普通償却限度額(即時償却)	取得価額×7%(※1)
	②建物・附属設備	取得価額×15%又は25%(※2)	取得価額×1%又は2%(※2)

※1 一定の中小企業者等が取得等をする特定経営力向上設備等(建物・その附属設備を除く)の税額控除率は10%とする。なお、一定の中小企業者等とは、中小企業者等のうち、資本金の額等が3,000万円超の法人(農業協同組合等を除く)以外の法人をいう。

※2 建物・その附属設備の特別償却率・税額控除率

建物・その附属設備の特別償却率・税額控除率は、供用年度(建物・その附属設備を事業の用に供する事業年度)の給与増加割合の区分に応じ、それぞれの率とする。

賃上げ要件	特別償却率	税額控除率
給与増加割合 \geq 2.5%	15%	1%
給与増加割合 \geq 5%	25%	2%

なお、供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は上記の投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合、特別償却及び税額控除は適用できないとされます。

※3 給与増加割合

給与増加割合とは、次の割合をいう。なお、雇用者給与等支給額とは、法人の所得金額計算上損金の額に算入される国内事業所に勤務する雇用者に対する給与等支給額をいう。

$$\frac{\text{供用事業年度の雇用者給与等支給額} - \text{前事業年度の雇用者給与等支給額}}{\text{前事業年度の雇用者給与等支給額}}$$

※4 取得価額の上限額

特定経営力向上設備等の取得価額の合計額のうち対象金額は60億円を限度とされます。

※5 他制度との重複適用制限

経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととされます。

4 中小企業経営強化税制②（見直し）

（1）改正の背景

成長意欲の高い中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、中小企業経営強化税制を拡充し、対象設備に建物を加えることとされます。また、食品等事業者がワンストップで同税制を活用できる仕組みを構築するとともにその他所要の措置が講じられることとなります。

（2）改正の概要

中小企業経営強化税制について、次の措置を講じた上、その適用期限が2年間延長（令和9年3月31日までの間に取得等したのものについて本制度の適用対象）されます。

■ 「適用要件」の見直し

【改正前】

【生産性向上設備（A類型）】

- 旧モデル比で経営力の向上及び生産性の向上に資するものの指標（生産効率、精度、エネルギー効率等）が年平均1%以上向上している一定の設備

【収益力強化設備（B類型）】

- 経営力向上設備等のうち、年平均の投資利益率が5%以上となることを見込まれることについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備

【改正後】

【生産性向上設備（A類型）】

- 旧モデル比で経営力向上の指標（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか）が年平均1%以上向上する一定の設備

【収益力強化設備（B類型）】

- 投資計画における年平均の投資利益率が7%以上となることが見込まれるものであることについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された設備

■「特定経営力向上設備等」の見直し

【追加される設備】

- 一定の法律改正を前提に、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定があったものとみなされる改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の認定を受けた持続的供給事業活動計画（仮称）に記載された経営力向上設備等の取得等をする場合のその経営力向上設備等

【除外される設備】

- デジタル化設備（遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備）
- 暗号資産マイニング業の用に供する設備

5 企業版ふるさと納税

（1）改正の背景

地方経済が、人口減少・過疎化や地域産業の衰退等の課題に直面する中、官民が連携してそれらを成長のエンジンへと転換することが求められています。そのため、地方への資金の流れの創出・拡大や地方への人材還流を促す地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の適用期限を延長することとされています。他方、地域再生計画の認定が取り消される不適切事案も発生していることを踏まえ、寄附活用事業に係る執行上のチェック機能の強化や活用状況の透明化等の制度の健全な発展に向けて必要な見直しを行い、その効果検証を行うとされています。

（2）改正の概要

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、関係法令等が改正され、次の措置が講じられることを前提に、その適用期限が3年間延長（令和10年3月31日までの間に支出した特定寄附金について本制度の適用対象）されます。なお、企業版ふるさと納税は、青色申告法人が上記期間中に認定地方公共団体にまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（寄附活用事業）に関連する寄附を行った場合、対象となる寄附金は損金算入（約30%）され、法人税・法人事業税・法人道府県民税・法人市町村民税の税額控除（最大60%）ができる措置となっています。

■「認定地方公共団体から国への手続き」の見直し

【改正後】

- 寄附活用事業を実施した認定地方公共団体は、確認書面（寄附活用事業を適切に実施していることを確認した書面）を内閣総理大臣に提出しなければならないこととされます。
- 認定地方公共団体が、その実施する寄附活用事業に関連する寄附金を受領した場合において、その寄附活用事業に係る契約等が一定のものに該当するときは、内閣総理大臣にその寄附金を支出した法人の名称を報告し、その寄附金を支出した法人の名称を公表することとされます。
- 地域再生計画の認定の取消しを受けた地方公共団体は、その取消しの日から起算して2年を経過するまでは、原則として地域再生計画の認定を受けることができないこととされます。

6 リース取引

（１）改正の背景

令和9年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からリースに関する会計基準（新リース会計基準）が適用されることとなり、オペレーティング・リース取引などの会計処理に変更がされることとなります。これに伴い、税制上は従来の取り扱いと大きな変更がないことから、会計処理との差異が生じることとなります。

（２）改正の概要

新リース会計基準の適用により、オペレーティング・リース取引についてもオンバランス（資産・負債の計上）がされることとなり、従来から変更がない税務処理との間に乖離が生じることとなるため申告調整が必要となることがあります。また、新リース会計基準の適用に伴い、「リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例」について経過措置を置いたうえで廃止となります。

■新リース会計基準と法人税法における取り扱いの相違

【ファイナンス・リース】

【会計基準】

- リース資産、リース負債を計上
- 減価償却費、利息費用を計上

【法人税法】 売買処理

- 資産、負債を計上
- 減価償却費、利息費用は損金の額に算入される。

【オペレーティング・リース】

【会計基準】

- リース資産、リース負債を計上
- 減価償却費、利息費用を計上

【法人税法】 賃貸借処理

- 資産、負債を計上しない
 - 賃借料が発生費用として損金の額に算入される。
- 会計上の費用計上額と法人税法上の損金算入額とが異なる場合、申告調整を要する。

V

消費課税の改正

消費課税も他の税目同様、例年に比べると小さな改正が並んでいます。注目は、外国人向けの免税店制度（外国人旅行者向け消費税免税制度）の見直し。コロナ禍収束以降、インバウンド需要が再び高まっていますが、この制度を不正利用するケースが相次いでいることから、抜本的な見直しを実施されることになりました。また、車体課税については、「カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献する税制へと見直すことが引き続き議論されていますが、これについては「令和8年度税制改正において結論を得る」こととされました。

1 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

（1）改正の背景

外国人旅行者が、いわゆる免税店で土産品等を購入した場合に、その消費税が免除される「外国人旅行者向け消費税免税制度」。この制度は、土産品等を国外へ持ち帰ることは、実質的に輸出と同じであることから設けられている制度です。

近年、訪日外国人の増加に伴い、この免税制度を不正利用するケースが相次いでいます。金地金や高額なブランドバックなどを免税で購入し、それを国内で「税込価格」で販売すると、消費税相当分がそのまま利益になってしまうのです。このように免税店で購入した商品を国外に持ち出さない場合、通常は税関で消費税が徴収されるルールになっています。ところが、会計検査院は令和5年度決算報告の中で、令和4年度に合計9名、総額34億円の消費税が税関で徴収されていなかったことを指摘しており、不正利用を防止するための制度改正が急がれていました。そこで今回の改正では、商品販売時に消費税を免税とするのではなく、出国時に持ち出しが確認された場合にのみ消費税を返金する「リファンド方式」へと見直されることになりました。

（2）改正の概要

外国人旅行者向け消費税免税制度について、次のような見直しが行われます。

① 免税方式の見直し

消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持ち出しが確認された場合に免税店を運営する事業者から消費税相当額を返金する「リファンド方式」へと見直されます。

【改正の詳細】

①	免税店を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を販売した場合、免税購入対象者が購入した日から 90 日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(以下「税関確認情報」という)を免税店を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の販売について消費税を免除する。
②	免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
③	税関長は、免税店を経営する事業者に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。

②免税対象物品の範囲の見直し

外国人旅行者の利便性向上や免税店の事務負担軽減の観点から、免税対象物品の範囲が以下のように見直されます。

【改正の詳細】

①	消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額(50 万円)及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。
②	免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。

上記の改正は、令和 8 年 11 月 1 日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用されます。

【参考文献】

与党税制調査会資料

政府税制調査会資料

令和7年度 税制改正

※本資料は、令和6年12月20日に公開された「令和7年度税制改正大綱」の内容に基づき、一般的な情報提供を目的として作成したものです。そのため、今後国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
また、本資料中使用しているイラスト・画像につきましては、著作権で保護されているものがございますので、無断転載・転用はご遠慮ください。

〒604-0872 京都市中京区東洞院通竹屋町下る三本木5丁目475
TEL : 075-252-1300 FAX : 075-252-1301



ひかりアドバイザーグループ

ひかり税理士法人

ADVISOR